

# 供給約款等以外の供給条件認可申請書

営 計 発 第 19 号  
平成 25 年 8 月 6 日

経済産業大臣 茂木 敏充 殿

高松市丸の内 2 番 5 号  
四国電力株式会社  
取締役社長 千葉 昭

電気事業法第 21 条第 1 項ただし書の規定により次のとおり供給約款等以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日及び実施期間	平成 25 年 9 月 1 日以降相当の期間

別 紙

## 供給約款等以外の供給条件

( 定額電灯および公衆街路灯 A の料金についての特別措置 )

平成25年 9 月 1 日実施

四国電力株式会社

## 目 次

1	適 用 範 囲	1
2	料 金	1
3	そ の 他	2
附	則	3

## 1 適用範囲

この供給約款等以外の供給条件（以下「この供給条件」といいます。）は、電気供給約款（平成25年8月6日付け20130220資第7号認可。以下「供給約款」といいます。）の定額電灯または公衆街路灯Aにより電気の供給を受け、契約負荷設備に10ボルトアンペアまでの容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに供給約款別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）の電灯を含むお客さまで、かつ、この供給条件の適用の申出があった場合に適用いたします。

## 2 料 金

- (1) 供給約款 15（定額電灯）(4)の料金の算定上、契約負荷設備のうち10ワットまでの電灯の電灯料金については、供給約款 15（定額電灯）(4)ロ(イ)および供給約款別表2（燃料費調整）(2)イ(イ)の規定にかかわらず、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

### イ 電 灯 料 金

1灯につき	91円35銭
-------	--------

### ロ 基 準 単 価

1灯につき	72銭6厘
-------	-------

- (2) 供給約款 18（公衆街路灯）(1)ロの料金の算定上、契約負荷設備のうち10ワットまでの電灯の電灯料金については、供給約款 18（公衆街路灯）(1)ロ(ロ)a および供給約款別表2（燃料費調整）(2)イ(イ)の規定にかかわらず、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

### イ 電 灯 料 金

1灯につき	88円20銭
-------	--------

### ロ 基 準 単 価

1灯につき	72銭6厘
-------	-------

- (3) ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，供給約款別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。
- (4) 多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，供給約款別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

### 3 そ の 他

- (1) この供給条件実施の際現に供給約款等以外の供給条件（平成24年6月25日付け平成24・06・20資第229号認可。）の適用を受けているお客さまの料金その他の供給条件は，この供給条件によるものといたします。
- (2) その他の事項については，供給約款に定めるところによるものといたします。

# 附 則

## 1 延滞利息の適用開始時期

2（料金）は、平成26年10月1日以降に支払義務が発生する料金について適用するものとし、平成26年9月30日以前に支払義務が発生する料金については、附則2（延滞利息の適用開始までの取扱い）を適用いたします。ただし、平成26年9月の検針日の翌日から平成26年10月の検針日までの期間に需給契約が消滅した場合の料金は、平成26年10月1日以降に支払義務が発生する料金といたします。

なお、この場合の検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

## 2 延滞利息の適用開始までの取扱い

- (1) 供給約款附則7（延滞利息の適用開始までの取扱い）(3)ニの早収料金の算定上、契約負荷設備のうち10ワットまでの電灯の電灯料金については、供給約款附則7（延滞利息の適用開始までの取扱い）(3)ニ(ロ) a および供給約款別表2（燃料費調整）(2)イ(イ)の規定にかかわらず、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

### イ 電 灯 料 金

1灯につき	91円35銭
-------	--------

### ロ 基 準 単 価

1灯につき	72銭6厘
-------	-------

- (2) 供給約款附則7（延滞利息の適用開始までの取扱い）(6)イ(ロ)の早収料金の算定上、契約負荷設備のうち10ワットまでの電灯の電灯料金については、供給約款附則7（延滞利息の適用開始までの取扱い）(6)イ(ロ) b (a)および供給約款別表2（燃料費調整）(2)イ(イ)の規定にかかわらず、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

## イ 電 灯 料 金

1 灯につき	88円20銭
--------	--------

## ロ 基 準 単 価

1 灯につき	72銭6厘
--------	-------

- (3) ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，供給約款別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。
- (4) 多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，供給約款別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

## 電気事業法施行規則第 27 条の規定にもとづく添付書類

- 1 . 供給約款又は選択約款以外の供給条件による供給を必要とする理由
- 2 . 料金の算出根拠



1 . 供給約款又は選択約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

## 供給約款又は選択約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

定額電灯および公衆街路灯 A における 10 ワットまでの電灯に適用する料金区分につきましては、現在、供給約款等以外の供給条件（平成 24 年 6 月 25 日付け平成 24・06・20 資第 229 号認可。）により、お客さまに適用しておりますが、今回の電気供給約款の変更を行なうにあたりまして、引き続き適用いたしたく、認可申請する次第であります。

## 2 . 料金の算出根拠

## 料金の算出根拠

料金率および基準単価は、電気供給約款の定額電灯および公衆街路灯 A の料金率等をもとに、契約負荷設備の容量を勘案し、設定いたしました。

### (1) 料金率表

区 分	単 位	料金率
		円 銭
イ 定額電灯 電灯料金 10Wまで	1 灯	91.35
ロ 公衆街路灯 A 電灯料金 10Wまで	1 灯	88.20

(注)「料金率」は、平成 26 年 9 月 30 日以前に支払義務が発生する場合については、「早収料金率」といたします。

### (2) 燃料費調整

区 分	単 位	価格または基準単価
		円
平均燃料価格 基準値	1 k	26,000
調整の上限価格	"	39,000
		円 銭厘
基準単価 イ 定額電灯	1 灯	0.726
ロ 公衆街路灯 A	"	0.726